

第3章

生活への支援

生活保護・生活困窮者支援

日本国憲法第25条は「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。

生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度のひとつとして制定されています。その第1条には「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたわれています。

このように生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としています。この自立の助長は、最低限度の生活の保障とともに、この制度をつらぬく大原則となっています。

また、生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

生活困窮者の自立の尊厳の確保及び生活困窮者を通じた地域づくりを制度の目標に置いており、その具体的な特徴は、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援とされており自治体においては法に基づく事業のほか各種関連制度・機関との連携が求められています。

1 生活保護のしくみ

(1) 保護の種類と範囲

最低生活の保障は、次のように8種類の扶助から構成され、世帯個々の生活維持の必要に応じて行われます。

- ① 生活扶助 食費や衣類など個人の消費にあてる費用の援助と家具や光熱水費など世帯共通の消費にあてる費用などの援助
- ② 住宅扶助 家賃や土地代などの住宅費用の援助
- ③ 教育扶助 学級費、給食費、教材代など義務教育に必要な費用の援助
- ④ 介護扶助 介護等を必要とする者に対し、介護サービス(居宅介護・福祉用具・住宅改修・施設介護・移送)のために必要な費用の援助
- ⑤ 医療扶助 病気やケガの治療に必要な費用、メガネ・松葉杖・義肢など医療上必要な治療材料の費用、入院・転医・往診時の移送に必要な費用の援助
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用の援助
- ⑦ 生業扶助 技術を身につけたり、仕事につくため、また高等学校等就学に必要な費用の援助
- ⑧ 葬祭扶助 葬儀のために必要な費用の援助

さらに、一時的な需要に応じるための費用の援助として一時扶助があります。

(2) 最低生活費の基準例

(令和7年4月1日現在)

世帯類型 基準額等	標準3人世帯	母子3人世帯	高齢2人世帯	高齢1人世帯
	33歳男(無職) 29歳女(無職) 4歳子	30歳女(無職) 7歳子 2歳子	72歳男(無職) 67歳女(無職)	70歳女(無職)
生活扶助 基準生活費加算	148,440円 児童10,190円	148,100円 母子・児童43,980円 4,570円	118,470円 —	73,850円 —
教育扶助 住宅扶助(限度額)	— 52,000円	52,000円	48,000円	40,000円
合計	210,630円	247,760円	166,470円	113,850円

※なお、平成21年7月から小、中、高校生については学習支援費が支給されています。

高校生については、高校就学費用が別途支給されます。

2 被保護世帯・人員等

(1) 被保護世帯数等の推移

(各年4月現在)

年 度	被保護世帯数 (世帯)	保 護 人 員 (人)	保 護 率 (%)
令和3	3,868	5,076	1.7
令和4	3,881	5,040	1.7
令和5	3,906	5,087	1.7
令和6	3,884	5,084	1.7
令和7	3,848	4,973	1.6

(2) 世帯類型

(各年4月現在)

年 度	区 分	高齢世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
令和3	世帯数(世帯)	2,016	203	461	729	459	3,868
	比 率 (%)	52.2	5.2	11.9	18.8	11.9	100.0
令和4	世帯数(世帯)	2,023	203	465	699	491	3,881
	比 率 (%)	52.2	5.2	12.0	18.0	12.7	100.0
令和5	世帯数(世帯)	2,016	213	452	683	542	3,906
	比 率 (%)	51.5	5.5	11.6	17.5	13.9	100.0
令和6	世帯数(世帯)	2,041	214	454	652	523	3,884
	比 率 (%)	52.5	5.5	11.7	16.8	13.5	100.0
令和7	世帯数(世帯)	2,027	186	479	647	509	3,848
	比 率 (%)	52.8	4.8	12.4	16.8	13.2	100.0

(3) 扶助別世帯数及び人員

(各年4月現在)

年 度	区 分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
令和3	世帯数(世帯)	3,312	3,459	181	800	3,057	0	69	5
	人員 (人)	4,386	4,562	279	835	3,532	0	74	5
令和4	世帯数(世帯)	3,327	3,446	173	828	3,013	0	51	11
	人員 (人)	4,360	4,506	260	856	3,462	0	60	11
令和5	世帯数(世帯)	3,343	3,445	179	828	3,060	0	57	8
	人員 (人)	4,386	4,506	276	856	3,495	0	69	8
令和6	世帯数(世帯)	3,309	3,408	182	862	3,024	0	63	9
	人員 (人)	4,364	4,490	306	895	3,493	0	69	9
令和7	世帯数(世帯)	3,238	3,401	176	884	2,973	0	49	14
	人員 (人)	4,210	4,418	311	915	3,448	0	53	14

3 保護の概要

(1) 保護申請等の状況

(単位：件)

年 度	相談件数	開始件数	廃止件数
令和 2	991	420	448
令和 3	998	440	423
令和 4	1, 040	441	447
令和 5	1, 094	476	482
令和 6	1, 008	446	481

(2) 扶助費の執行状況

区分	年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
生 活	延べ人員(人)	53, 702	53, 250	53, 083	53, 483	52, 228
	金額(千円)	2, 540, 633	2, 516, 786	2, 497, 190	2, 518, 301	2, 428, 966
	比率(%)	(30.0)	(29.9)	(30.2)	(28.7)	(28.1)
住 宅	延べ人員(人)	55, 326	54, 404	54, 087	54, 230	53, 600
	金額(千円)	1, 443, 010	1, 435, 225	1, 433, 832	1, 432, 546	1, 416, 727
	比率(%)	(17.0)	(17.1)	(17.3)	(16.3)	(16.4)
教 育	延べ人員(人)	3, 316	3, 167	3, 141	3, 430	3, 716
	金額(千円)	32, 390	28, 142	29, 545	31, 455	35, 127
	比率(%)	(0.4)	(0.3)	(0.4)	(0.4)	(0.4)
出 産	延べ人員(人)	1	2	2	0	1
	金額(千円)	250	615	731	0	175
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
生 業	延べ人員(人)	1, 250	1, 096	1, 108	1, 046	1, 018
	金額(千円)	19, 377	17, 013	17, 227	15, 650	15, 475
	比率(%)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
葬 祭	延べ人員(人)	124	124	140	141	129
	金額(千円)	23, 614	22, 677	25, 044	26, 170	24, 069
	比率(%)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)
就労自立 給付金	延べ人員(人)	37	42	44	43	59
	金額(千円)	1, 744	1, 936	1, 815	2, 143	2, 257
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
進学準備 給付金	延べ人員(人)	19	10	15	17	23
	金額(千円)	2, 900	1, 200	2, 300	3, 100	3, 900
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
施 設	延べ人員(人)	393	423	420	455	469
	金額(千円)	76, 809	83, 975	82, 135	95, 528	110, 159
	比率(%)	(0.9)	(1.0)	(1.0)	(1.1)	(1.3)
医 療	延べ人員(人)	42, 426	41, 882	41, 562	41, 861	41, 443
	金額(千円)	4, 181, 605	4, 167, 690	4, 028, 679	4, 468, 349	4, 440, 388
	比率(%)	(49.5)	(49.5)	(48.7)	(51.1)	(51.5)
介 護	延べ人員(人)	9, 850	10, 261	10, 296	10, 536	10, 876
	金額(千円)	143, 010	141, 713	157, 824	169, 491	154, 161
	比率(%)	(1.7)	(1.7)	(1.9)	(1.9)	(1.8)
合 計	延べ人員(人)	166, 443	164, 661	163, 898	165, 242	163, 562
	金額(千円)	8, 465, 342	8, 416, 972	8, 276, 322	8, 762, 733	8, 631, 404
	比率(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
延べ世帯数(世帯)		46, 608	46, 608	46, 520	46, 895	46, 495
延べ人員数(人)		61, 172	60, 612	60, 356	61, 051	60, 371

4 生活困窮者支援の概要

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげています。

また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援等を行っています。

(単位：件)

年 度	相談件数
令和 2	1, 341
令和 3	1, 056
令和 4	313
令和 5	292
令和 6	315

(2) 住居確保給付金

・家賃補助

離職・廃業又は個人の責に帰すべき理由・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少したことにより住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。

・転居費用補助（令和 7 年 4 月 1 日施行）

世帯員の死亡、又は本人もしくは世帯員の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し住宅を喪失するおそれ又は喪失した方に対し、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる場合に、家計改善支援事業の利用を要件に転居費用を支給する。

(単位：件)

年 度	支給件数
令和 2	64
令和 3	21
令和 4	26
令和 5	19
令和 6	11

(3) 生活困窮者家計改善支援事業

失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計管理に関する相談に応じ、家計管理に係る指導、公的貸付機関の紹介等の支援を行っています。

(単位：件)

年 度	申込件数
令和 2	1
令和 3	4
令和 4	7
令和 5	1
令和 6	4

(4) 生活困窮者居住支援事業

住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、一定期間、宿泊場所の提供等を行っています。

(令和 7 年 4 月 1 日に生活困窮者一時生活支援事業から生活困窮者居住支援事業に名称変更)

(単位：人)

年 度	利用人数
令和 2	1
令和 3	2
令和 4	4
令和 5	3
令和 6	6

(5) 生活困窮者学習・生活支援事業

生活困窮及び生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言等を行っています。

(単位：人)

年 度	登録者数
令和 2	37
令和 3	37
令和 4	39
令和 5	36
令和 6	47

(6) 生活困窮者就労準備支援事業

生活リズムが崩れている等就労に向けた準備が必要な生活困窮者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力形成に向けて、計画的かつ一貫した支援を行っています。

(単位：人)

年 度	利用人数
令和 2	9
令和 3	2
令和 4	3
令和 5	2
令和 6	7

5 法外援護事業の状況

生活保護世帯生活福祉資金貸付事業

(単位：件・円)

被保護世帯および生活保護申請世帯が臨時に出費を要する場合等に貸し付けています。

年 度	貸付延人員	貸付延金額
令和 2	308	4, 571, 000
令和 3	316	4, 787, 000
令和 4	369	5, 443, 000
令和 5	316	4, 436, 000
令和 6	306	4, 093, 000

6 行旅死亡人の援護

(1) 行旅死亡人の援護

行旅途中で死亡し引取者がない場合に、縁故者にかわって、死亡人の葬祭執行、遺留金品の保管処分等その他必要な援護を行っています。

(単位：件・円)

年 度	取扱件数	金額
令和 2	2	471, 248
令和 3	1	208, 503
令和 4	1	246, 530
令和 5	1	150, 172
令和 6	0	0

(2) 旅費困窮者の一時保護

(単位：件・円)

旅費困窮者に対し、隣接市までの旅費（乗車券）を一時的に援護しています。

年 度	取扱件数	金額
令和 2	51	20, 120
令和 3	43	18, 290
令和 4	34	16, 110
令和 5	33	13, 800
令和 6	21	8, 520

国民健康保険

国民健康保険は、他の医療保険に加入していない市民などを対象として、病気、ケガ、出産及び死亡の場合に保険給付を行う医療保険制度です。

私たちは、毎日元気で暮らしたいと思っていますが、いつ、どこで病気やケガになり費用がいくらかかるかわかりません。

国民健康保険は「もしも・・・」の時に安心して医療が受けられるよう、「加入者の皆さんが出し合う保険料」と「国や県・市からの公費など」により医療費をまかなう助け合いの制度です。

1 被保険者

日本では国民皆保険制度により、すべての国民には公的な医療保険への加入が義務づけられています。よって、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合や、生活保護を受けている場合を除き、すべての人（※）は国民健康保険（以下「国保」という。）に加入しなければなりません。

国保に加入している人が明石市に転入した場合や、退職や被扶養者の認定の取り消しなどの理由で、職場の健康保険の資格がなくなったことにより国保に加入しなければならない場合、世帯主は事由が発生した日から 14 日以内に届出しなければなりません。

なお、届出が遅れると、明石市に転入した日や職場の健康保険の資格がなくなった日まで遡って加入することとなり、最長で 2か年度前からの保険料を納めなければなりません。

また、国保に加入している人が市外に転出する場合や職場の健康保険に加入了した場合、世帯主は国保の脱退を届出しなければなりません。

※住民基本台帳法の適用となる外国籍の人（医療や観光等を目的として入国した人などは除く）を含む。

《世帯数及び被保険者数》

	世帯数	被保険者数	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上
令和 2	37,451 世帯	57,605 人	1,488 人	27,237 人	16,256 人
令和 3	37,458 世帯	57,116 人	1,409 人	27,197 人	16,988 人
令和 4	36,571 世帯	55,137 人	1,387 人	25,644 人	16,093 人
令和 5	35,404 世帯	52,064 人	1,326 人	23,747 人	14,755 人
令和 6	34,148 世帯	50,103 人	1,240 人	22,040 人	13,348 人

2 保険料

国保に加入した人は、必ず国民健康保険料（以下「国保料」という。）を納付しなければなりません。国保料は世帯単位で賦課され、世帯主が納付義務を負います。

（1）保険料の計算方法

医療分、支援分、介護分ごとに①～③を被保険者数、加入月数に応じて計算し、その合計が保険料となります。ただし、賦課限度額が保険料の上限となります。

- ① 所得割 …… 前年中の基準総所得金額×料率
- ② 均等割 …… 世帯の加入者数に応じて計算される額
- ③ 平等割 …… 1世帯当たりの額

《料率一覧》

		応能割	応益割		賦課限度額 (円)
			①所得割 (%)	②均等割 (円)	③平等割 (円)
令和 3	医療分	6.84	27,100	19,220	630,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	190,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
令和 4	医療分	6.84	27,100	19,220	650,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	200,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
令和 5	医療分	6.84	27,100	19,220	650,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	220,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
令和 6	医療分	6.84	27,100	19,220	650,000
	支援分	2.60	10,430	7,860	240,000
	介護分	2.28	11,300	5,500	170,000
令和 7	医療分	6.96	30,330	20,520	660,000
	支援分	2.67	12,400	8,670	260,000
	介護分	2.55	12,880	6,620	170,000

(2) 保険料の納付方法及び納期

① 保険料の納付方法

- ・普通徴収（口座振替や納付書払いで納付する方法）
- ・特別徴収（年金からの天引きで納付する方法）

② 保険料の納期

1年間(4月から翌年3月)の保険料について、普通徴収は7月(第1期)～翌年3月(第9期)の9回に分けて納めます。保険料決定通知書及び納付書は7月に送ります。

特別徴収は4月(特別徴収1期)から翌年2月(特別徴収6期)の6回に分けて世帯主の年金から天引きします。

なお、年度途中から加入の世帯は、資格取得月からの保険料を届出の翌月から3月までに分けて納めます(前年度以前分は届出日の翌月の1回払いとなります)。保険料の納期は、次のとおりです。

《普通徴収の納期限》

期 別	納 期 限
第 1 期	7月末日
第 2 期	8月末日
第 3 期	9月末日
第 4 期	10月末日
第 5 期	11月末日
第 6 期	12月 28日
第 7 期	1月末日
第 8 期	2月末日
第 9 期	3月末日

《特別徴収の徴収月》

期 别	徴 収 月
特別徴収1期	4 月
特別徴収2期	6 月
特別徴収3期	8 月
特別徴収4期	10 月
特別徴収5期	12 月
特別徴収6期	2 月

* 納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

(3) 保険料収納率

(現年度決算)

		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
普通徴収	調定額(千円)	4,926,823	4,893,958	4,822,670	4,514,388	4,464,223
	収入額(千円)	4,665,679	4,653,866	4,572,898	4,309,750	4,258,950
	収納率(%)	94.70	95.09	94.82	95.47	95.40
特別徴収	調定額(千円)	246,363	241,935	221,632	203,754	191,854
	収入額(千円)	246,363	241,935	221,632	203,754	191,854
	収納率(%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
合計	調定額(千円)	5,173,186	5,135,893	5,044,302	4,718,142	4,656,077
	収入額(千円)	4,912,042	4,895,801	4,794,530	4,513,505	4,450,804
	収納率(%)	94.95	95.32	95.05	95.66	95.59

3 保険給付

国民健康保険では、次のような給付が受けられます。

(1) 療養の給付（療養給付費）

病気やケガで診療を受けるときは、医療機関の窓口で資格確認書等を提示すれば、医療に要した費用の2割から3割を一部負担金として支払うだけで、残りの医療費は国保で負担します。

※ 国保で受けられない治療としては次のものがあります。

- ① 正常な妊娠、出産
- ② 歯列矯正
- ③ 美容整形
- ④ 健康診断、予防接種
- ⑤ 交通事故等によるケガ（第三者行為）
- ⑥ 仕事中のケガ（労災保険）

(2) その他の給付

① 入院時食事療養費の給付

入院中の食事については標準負担額（食事代）を支払うだけで、残りは国保から支払われます。市民税非課税世帯の場合は限度額適用・標準負担額減額認定証の医療機関への提示または申請により減額を受けることができます。

② 療養費の支給

急病でマイナ保険証を持たずに診療を受けたときなど、費用の全額を支払った場合は、後日申請により保険適用された額の7割から8割が支給さ

れます。

③ 高額療養費の支給

医療機関窓口での支払いが自己負担限度額を超えた世帯は、申請をして認められると、その超えた部分が高額療養費として支給されます。

なお、入院時の食事代や差額ベッド代など保険適用外の医療費は合算できません。

④ 高額介護合算療養費の支給

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担（年間）を合算して、その額が高額介護合算の限度額（年間）を超えた場合は、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

⑤ 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、出生児1人につき下記（※）を限度に支給されます。

※出産育児一時金支給額

出産年月日	産科医療補償制度	
	対象	対象外
令和5年4月1日以降	50万円	48万8千円
令和4年1月1日から 令和5年3月31日まで	42万円	40万8千円
令和3年12月31日以前	42万円	40万4千円

⑥ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、葬儀を行った人（喪主）に5万円が支給されます。

⑦ 移送費の支給

緊急時などやむを得ない事情で、医師の意見書により移送を必要としたとき、申請することにより国保が必要と認めた範囲が移送費として支給されます。

⑧ 人間ドック検診費用の助成制度

35歳から74歳までの被保険者を対象に人間ドック検診費用の助成を行っています（定員700人）。

《給付状況一覧表》

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
① 高額療養費					
件数(件)	49,825	53,619	54,691	53,547	50,520
	支給額(千円)	2,385,696	2,507,080	2,497,769	2,543,244
② 高額介護合算療養費					
件数(件)	78	87	87	93	65
	支給額(千円)	1,727	2,586	2,275	1,446
③ 出産育児一時金					
件数(件)	180	198	139	168	147
	給付額(千円)	75,392	82,936	58,320	81,940
④ 葬祭費					
件数(件)	342	381	378	359	348
	支給額(千円)	17,100	19,050	18,900	17,950
⑤ 療養給付費					
件数(件)	985,374	1,041,017	1,028,075	1,007,455	957,242
	費用額(千円)	22,242,985	23,453,126	23,470,598	22,945,371
	給付額(千円)	16,392,106	17,328,040	17,339,129	16,922,195
⑥ 療養費等					
件数(件)	26,448	28,422	28,419	27,893	27,016
	費用額(千円)	247,760	262,799	247,291	240,155
	給付額(千円)	181,812	193,132	181,172	175,865

《給付状況一覧表 (⑦療養諸費[⑤+⑥])》

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
費用額(千円)	22,490,745	23,715,925	23,717,889	23,185,525	22,698,801
給付額(千円)	16,573,917	17,521,171	17,520,301	17,098,060	16,694,793
件数(件)	1,011,822	1,069,439	1,056,494	1,035,348	984,258
1人当たり費用額(円)	390,430	415,224	430,163	440,756	453,043
1人当たり給付額(円)	287,717	306,765	317,759	325,033	333,209
1件当たり費用額(円)	22,228	22,176	22,450	22,394	23,062
1件当たり給付額(円)	16,380	16,384	16,583	16,514	16,962

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者の遺族に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法などによる給付が行われています。

市では、これらの権利の失権防止に努めるとともに、恩給法に基づくものを除いた各種請求の進達事務等を行っています。

1 戦没者の遺族援護

軍人、軍属が公務傷病により死亡したとき、その遺族に対して、公務扶助料あるいは遺族年金などが支給されます。また、戦没者の妻及び子も孫もいない父母に対して特別給付金が支給されます。なお、公務扶助料などの受給権者がいなくなった遺族には、特別弔慰金が支給されます。

2 戦傷病者等の援護

旧軍人、準軍人、軍属等が公務上の傷病により障害を有することとなった場合は、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、特別傷病恩給又は障害年金が支給されます。また、戦傷病者等の妻等に特別給付金が支給されます。

3 戦没者を追悼し平和を祈念する日の行事

本市の戦没者及び戦災死没者の靈を弔うため、毎年8月15日に市内5か所の忠魂碑に参拝し、冥福を祈っています。

また、市民、市内の各施設に対し、半旗の掲揚、正午1分間の黙とうを呼びかけ、戦没者、戦災死没者の冥福を祈り、追悼を行っています。

忠魂碑	場所	
中崎忠魂碑	相生町1丁目9	中崎遊園地
林忠魂碑	宮の上5-1	林神社内
大久保忠魂碑	大久保町大久保町910	住吉神社内
魚往忠魂碑	魚住町西岡500-1	魚住市民センター
二見忠魂碑	二見町東二見1324-1	御厨神社内

4 戦没者及び戦災死没者追悼式

毎年市主催による戦没者、戦災死没者の追悼式（「明石市平和祈念式典（戦没者追悼式）」）を、明石市民会館中ホールで、実施しています。

なお、2024年度は、2025年6月7日に実施しました。

（戦没者数2, 646人、戦災死没者数1, 496人）

国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について年金を支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

国民年金のしくみ

1 被保険者

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人です。

被保険者は次の 3 種類となります。

(1) 第 1 号被保険者

日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の自営業者や学生・無職の人など。

(2) 第 2 号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者

(3) 第 3 号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人。

* 任意加入被保険者

- ・老齢（退職）年金の受給権者で 20 歳以上 60 歳未満の人
- ・海外に在住している 20 歳以上 65 歳未満の日本人
- ・日本国内に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の人

* 任意加入被保険者の特例

- ・昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、日本国内に住所がある 65 歳以上 70 歳未満の人、または日本人で国内に住所がない 65 歳以上 70 歳未満の人

（ただし、老齢基礎年金の受給資格を満たしている人を除く）

加入されると第 1 号被保険者として取り扱われます。

《加入状況》

（各年度末現在／単位：人）

区分 年度	第 1 号被保険者		3 号被保険者	合計
	強制加入者	任意加入者		
令和 2	32,559	405	24,363	57,327
令和 3	32,403	510	23,862	56,775
令和 4	31,649	569	22,827	55,045
令和 5	31,284	637	22,021	53,942
令和 6	30,501	686	20,841	52,028

2 保険料

国民年金は保険料を 20 歳から 60 歳に達するまでの 40 年間、納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、10 年間以上保険料の納付または免除の承認を受けることが必要です。（平成 29 年 7 月までは 25 年間）

第 1 号被保険者の保険料

- ・定額保険料 令和 7 年 4 月から月額 17,510 円
- ・付加保険料（第 1 号被保険者で希望する人）月額 400 円

保険料の免除制度等

第 1 号被保険者の人（強制加入被保険者に限る）で、所得が低く保険料を納めるのが困難な人は、免除制度等があります。10 年以内であれば遡って保険料を納めること（追納）ができます。

また、産前産後の対象期間中は、保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

① 全額免除

年金を受けるための資格期間には算入されますが、免除期間の年金額は 2 分の 1（平成 21 年 3 月までは 3 分の 1）に減額されます。

② 4 分の 3 免除

承認を受けると 4 分の 3 が免除されます。この場合、免除期間の年金額は 8 分の 5（平成 21 年 3 月までは 2 分の 1）となります。ただし、この制度は 4 分の 1 の保険料を納めないと未納として扱われます。

③ 半額免除

承認を受けると保険料の半額が免除されます。この場合、免除期間の年金額は 4 分の 3（平成 21 年 3 月までは 3 分の 2）となります。この制度は半額の保険料を納めないと未納として扱われます。

④ 4 分の 1 免除

承認を受けると保険料の 4 分の 1 が免除されます。この場合、免除期間の年金額は 8 分の 7（平成 21 年 3 月までは 6 分の 5）となります。4 分の 3 の保険料を納めないと未納として扱われます。

⑤ 法定免除制度

次に該当する人が対象となります。

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害基礎年金ならびに被用者年金の障害年金（2 級以上）を受けている人
- ・国立ハンセン病療養所などで療養している人

⑥ 納付猶予制度

50 歳未満の人が対象となり、承認を受けると納付が猶予されます。承認された期間は年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

⑦ 学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定以下の場合、承認を受けると保険料の納付を要しません。年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

⑧ 産前産後期間の免除

以下の期間中、保険料は納付済と同じ扱いになるため、申請免除や法定免除よりも優先されます。

- ・ 単胎妊娠：出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間
- ・ 多胎妊娠：出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいい、死産、流産、早産された方を含み、国民年金任意加入期間は対象外です。

3 給付の種類

国民年金では、全国民に共通する給付として、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給します。

また、第 1 号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金を支給します。

(1) 老齢基礎年金

大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人に適用されます。

保険料を納めた期間（保険料の免除期間を含む）が 10 年以上ある人が、65 歳に達したときに受けられるのが老齢基礎年金です。

老齢基礎年金の年金額（令和 7 年度）

20 歳から 60 歳に達するまで 40 年間がすべて保険料納付済期間である場合
年額

・ 昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの人 = 831,700 円

・ 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの人 = 829,300 円

* 老齢基礎年金の計算式

（平成 21 年 3 月までの期間）

$$831,700 \text{ 円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料 4 分の 1 免除月数}) \times 5/6 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 2/3 + (\text{保険料 4 分の 3 免除月数}) \times 1/2 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

（昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの人の加入可能年数は、40 年となります。）

（平成 21 年 4 月からの期間）

$$829,300 \text{ 円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料 4 分の 1 免除月数}) \times 7/8 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 3/4 + (\text{保険料 4 分の 3 免除月数}) \times 5/8 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/2}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

（昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの人の加入可能年数は、40 年となります。）

《老齢基礎年金受給状況》(各年度末状況/単位：人・円)

年度	受給権者数	受給年金
令和2	75,107	49,337,794,647
令和3	75,627	49,740,855,349
令和4	75,847	49,813,159,275
令和5	76,254	51,173,133,704
令和6	75,550	52,861,231,823

(2) 障害基礎年金

原則として国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったとき、また20歳前の病気やケガによって障害者になった場合に(20歳から)障害基礎年金が支給されます。

* 支給要件

- 初診日の前々月までに加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)があること。
※ただし初診日が令和18年3月末までにある場合は、初診日の月の前々月までの直近1年間に未納期間がなければよいことになります。
- 障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級又は2級の障害の状態になっていること。

《障害基礎年金の年金額》(令和7年度)

等級	年額
1級障害	1,039,625円
2級障害	831,700円

また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達後、最初の3月31日までの子(障害者は20歳未満の子)があるときは、次の額が加算されます。

(令和7年度)

加算対象の子	年額 (1人につき)
1人目・2人目	239,300円
3人目以降	79,800円

《障害基礎年金受給状況》(各年度末状況/単位：人・円)

区分 年度	受給権者数	受給金額
令和 2	4, 530	3, 878, 842, 150
令和 3	4, 660	3, 981, 861, 625
令和 4	4, 817	4, 105, 314, 900
令和 5	5, 002	4, 345, 532, 200
令和 6	5, 201	4, 630, 305, 425

(3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときには、遺族基礎年金が支給され、以下の①～④のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

死亡した人によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子（18歳到達後最初の3月31日までの子、あるいは障害年金の1級、2級障害のある20歳未満の子）に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の人が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者であった人が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき。

ただし、①・②の場合、死亡の前日において被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が3分の2以上必要です。なお、令和8年3月31日以前に死亡した場合は、特例として死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がなければよいこととなっています。

《遺族基礎年金の年金額》

（令和7年度）

子の数	子のある配偶者に 支給される年金額 (年額)	子のみの場合に 支給される年金額 (年額)
1人のとき	1, 071, 000円	831, 700円
2人のとき	1, 310, 300円	1, 071, 000円
3人目以降 のとき	1人につき 79, 800円を加算	1人につき 79, 800円を加算

（注）子1人あたりの年金額は、表中「年金額」欄の額を子の数で割った額になります。

《遺族基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

区分 年度	受給権者数	受給金額
令和2	352	384, 610, 400

令和 3	453	358, 536, 613
令和 4	471	369, 648, 319
令和 5	456	363, 423, 390
令和 6	490	393, 330, 826

(4) 第1号被保険者の独自給付

① 付加年金

付加年金は、付加保険料を納めたことがある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

$$\cdot 200 \text{ 円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

② 寡婦年金

第1号被保険者として保険料の納付済期間と免除期間を合計して10年以上（平成29年7月31日以前の死亡の場合は25年以上）ある夫が老齢基礎年金などを受けずに死亡したとき、その夫と継続して婚姻（事実上の婚姻状態を含む）していた期間が10年以上あり、死亡当時に妻が生計を維持させていた場合、妻に対して60歳の翌月から65歳になるまでの間支給されます。

年金額は、夫が受けたかったはずの老齢基礎年金の額の4分の3です。

③ 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

（注）付加保険料納付期間が3年以上あるときは、8,500円が加算されます。

《死亡一時金の額》（単位：円）

保険料納付済期間	金額
3年以上 15年未満	120,000
15年以上 20年未満	145,000
20年以上 25年未満	170,000
25年以上 30年未満	220,000
30年以上 35年未満	270,000
35年以上	320,000

4 その他（旧国民年金法による給付）

（1）老齢年金

大正15年4月1日以前に生まれた人で、保険料を納付した期間と免除した期間が、その人の生年月日に応じて一定年数以上ある人が、65歳になったときに支給されます。

《受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

年度	受給権者数	受給金額

令和 2	396	205, 350, 766
令和 3	322	165, 732, 022
令和 4	272	137, 551, 172
令和 5	221	112, 916, 701
令和 6	184	93, 643, 651

(2) 通算老齢年金

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、会社員、公務員、自営業などと職業がかわったような場合は、それぞれ厚生年金保険、共済組合、国民年金というように各種の公的年金制度に加入することになります。

しかし、ひとつの年金制度で老齢（退職）年金を受ける受給資格期間を満たさなくても、各制度の加入期間を合わせて一定期間以上になれば、それぞれの制度から通算老齢（退職）年金を受けられることになっています。

《受給状況》 (各年度末状況/単位：人・円)

年度	受給権者数	受給金額
令和 2	357	92, 813, 918
令和 3	287	74, 261, 334
令和 4	221	55, 663, 252
令和 5	163	42, 966, 001
令和 6	129	33, 250, 118

(3) 障害年金

障害認定日が昭和 61 年 3 月 31 日以前である人が、一定の納付要件を満たしている場合に支給されます。

《受給状況》 (各年度末状況/単位：人・円)

年度	受給権者数	受給金額
令和 2	35	29, 118, 325
令和 3	32	26, 745, 825
令和 4	30	24, 695, 150
令和 5	25	20, 811, 150
令和 6	21	17, 903, 700

(4) 老齢福祉年金

拠出制の年金が中心になっている国民年金制度は、昭和 36 年 4 月 1 日に

発足しましたが、当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たすことができませんので、無拠出の老齢福祉年金が支給されます。

* 支給を受ける要件

明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人が 70 歳になったとき

* 本市は該当者なし

5 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に未加入であったため、障害基礎年金などの受給資格のない障害者に対して、福祉的措置として特別障害給付金が支給されます。

* 支給が受けられる要件

次の要件にあてはまる障害基礎年金 1・2 級相当の障害に該当し、障害を原因とする年金給付を受給していない人に特別障害給付金が支給されます。

① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生（※）

※大学（大学院）、短大、高等学校および高等専門学校が対象

※昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までは、前記に加え、専修学校および一部の各種学校も対象

② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった以下の人

(1) 被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者の配偶者

(2) 前記（1）の老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者（通算老齢・通算退職年金を除く）の配偶者

(3) 前記（1）の障害年金受給者の配偶者

(4) 国会議員の配偶者、地方議会議員の配偶者（ただし、昭和 37 年 12 月以降）

《特別障害給付金の給付額》（令和 6 年度）

等級	月額
1 級障害	56,850 円
2 級障害	45,480 円

※本人の所得や老齢基礎年金などの他の公的年金の受給状況によって支給が制限されます。

※経過的福祉手当との併給はできません。

6 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。

(1) 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

<支給要件>

- ・65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
 - ・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・前年の年金収入金額とその他の所得の合計が889,300円以下である
(昭和31年4月1日以前生まれの方は887,700円)
- ※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- ※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。
- ※ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が789,300円を超える889,300円以下の人には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。
(昭和31年4月1日以前生まれの方は787,700円を超える87,700円以下の方)

(2) 障害年金生活者支援給付金

<支給要件>

- ・障害基礎年金を受けている
- ・前年所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円(※3)」以下であるなど

(3) 遺族年金生活者支援給付金

<支給要件>

- ・遺族基礎年金を受けている
- ・前年所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円(※3)」以下であるなど

<年金生活者支援給付金給付額> (令和7年度)

給付金の種類	給付額（月額）
老齢年金	① 保険料納付済期間に基づく額（月額） $= 5,450\text{円} \times \text{保険料納付済期間 (※1)} \div 480\text{月}$ ② 保険料免除期間に基づく額（月額） $= 11,551\text{円} (\text{※3}) \times \text{保険料免除期間 (※1)} \div 480\text{月以上}$ 、①②の合計額
補足的老齢年金	① $5,450\text{円} \times \text{保険料納付済期間 (※1)} \div 480\text{月} \times \text{調整支給率 (※)}$ ※①に (889,300円(※2) - 前年の年金収入金額と

	その他の所得の合計) ÷100,000 円を乗じた金額 (※2) 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 887,700 円
障害年金	6,813 円 (障害年金等級が 1 級の人)
	5,450 円 (障害年金等級が 2 級の人)
遺族年金	5,450 円

災害の援助

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により、一つの市町の区域内において住居の滅失世帯が5世帯以上発生した災害及び県の区域内で災害救助法が適用された災害等で死亡した人に災害弔慰金を支給し、当該災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき(その疾病が固定したときを含む。)に一定の障害がある人に災害障害見舞金を支給し、災害救助法が適用され世帯主が負傷し、1か月以上の治療及び住居に全半壊等の被災があった場合に、災害援護資金の貸付を行っています。

また、市内で10世帯以上の全壊被害が発生した場合、被災者生活再建支援金が支給されます。

さらに、本市区域内で発生した、これらの異常な自然現象による災害やその他災害による被災者に対し、災害見舞金等の支給を行っています。

1 災害弔慰金

(令和7年4月1日現在)

区分	金額
死亡者が死亡当時において主たる生計維持者であった場合	500万円
上記以外の場合	250万円

2 災害障害見舞金

(令和7年4月1日現在)

区分	障害者1人当たりの支給限度額
障害者となった者が、その原因となった傷病発生時に主たる生計維持者である場合	250万円
上記以外の場合	125万円

3 災害援護資金

貸付限度額

(令和7年4月1日現在)

被害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額	
	世帯主におおむね1か月以上の療養を要する負傷がある場合	世帯主におおむね1か月以上の療養を要する負傷がない場合
家財の価格のおおむね3分の1未満の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	—
家財の価格のおおむね3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	150万円
住居が半壊した場合	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
住居が全壊した場合	350万円	250万円 (350万円)
住居の全体が滅失又は流失した場合	—	350万円

※()内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合の限度額

貸付けの条件 貸付利率

据置期間 [3年(規則で定める場合は5年)] 無利子

償還方法

償還期間 10年

月賦償還

4 被災者生活再建支援金

支給額(定額)

(令和7年4月1日現在)

区分		単数世帯	複数世帯
全 壊	再建	225万円	300万円
	補修	150万円	200万円
大規模半壊	再建	187.5万円	250万円
	補修	112.5万円	150万円

5 災害見舞金

(令和7年4月1日現在)

災害見舞金	被害状況		世帯構成	支給金額
	住家の全壊・全焼又は流失		単身世帯	2万円
			2人以上の世帯	4万円
	住家の半壊又は半焼		単身世帯	1万円
			2人以上の世帯	2万円
	住家にかかる床上浸水	1世帯につき		1万円
災害弔慰金	死亡1人につき			3万円

6 災害見舞金等取扱件数

年度	発生件数	被災世帯	人員	内訳			災害弔慰金支給額(円)	災害見舞金支給額(円)	計(円)
				全焼(壊)	半焼(壊)	床上浸水			
令和2	5	5	10	4	1	0	0	180,000	180,000
令和3	5	5	6	5	0	0	0	120,000	120,000
令和4	3	3	3	2	0	0	60,000	20,000	80,000
令和5	5	10	19	5	5	0	0	240,000	240,000
令和6	2	5	12	5	0	0	0	180,000	180,000

7 日本赤十字社による災害見舞品の支給

(1) 災害見舞金の支給

災害救助法の適用を受けていない災害により死亡した方の遺族に対し、死亡者1名につき20,000円を支給

(2) 救援物資の支給

災害に対する警戒による避難者や被災直後の生活困難者を対象に、救援物資を必要とされる方へ毛布と緊急セットを支給